

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

平成19年1月24日  
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「条例」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務専念義務の免除)

第2条 条例第2条第3号の別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定に基づき、勤務条件に関する措置を要求する場合又はこの審査に当事者として出席する場合
- (2) 法第49条の2第1項の規定により不利益処分について審査請求をする場合又はこれらの審査に当事者として出席する場合
- (3) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (4) 法第55条第11項の規定に基づき、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (5) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定により補償に関する決定について審査請求若しくは再審査請求をする場合又はこれらの審査に請求人として出席する場合
- (6) 職員の責めに帰することのできない事由によって職務の遂行が不能となった場合
- (7) 職務に関連のある学術その他の会合に出席する場合
- (8) その他任命権者の承認を受けた場合

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。